

富士見都市計画生産緑地地区の変更（富士見市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第63号、第95号、第98号、第102号、第249-1号、第111-2号、第140号、第268号、第22号、第235号、第20-1号、第225号、第250号生産緑地地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区中第166号、第112号、第113号生産緑地地区を廃止する。

名 称	面 積	備 考
第63号生産緑地地区	約 0.93ha	
第95号生産緑地地区	約 0.07ha	
第98号生産緑地地区	約 1.83ha	
第102号生産緑地地区	約 0.16ha	
第249-1号生産緑地地区	約 0.28ha	
第111-2号生産緑地地区	約 0.38ha	
第140号生産緑地地区	約 1.20ha	
第268号生産緑地地区	約 0.08ha	
第22号生産緑地地区	約 0.05ha	
第235号生産緑地地区	約 2.20ha	
第20-1号生産緑地地区	約 2.16ha	
第225号生産緑地地区	約 0.30ha	
第250号生産緑地地区	約 1.85ha	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

法第14条の規定に基づく行為制限の解除、公共施設等の設置、道連れ解除及び農地等の新たな指定により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。